

J-会話英語教室会員(メンバー)規約

名称及び所在地

第1条 当教室の名称・所在地は末尾に明記します。(以下「当教室」といいます。)

入会手続き

第2条 当教室に入会する方は、入会手続きを行い定める月謝・入会金・テキスト代をお支払いいただきます

第3条 申込書及び入会

当教室に入会する方は、定める入会申込書に必要事項を記入し、当教室へ提出いただきます。その際、無料体験レッスン分を除く当月分の月謝(日割り計算)と入会金を現金にてお持ちいただきます。

資格停止及び除名

第4条

当教室は、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

一 当教室の定める月謝につき、3ヶ月以上滞納したとき。

(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)

二 当教室の施設を故意に毀損したとき。

三 本規約、その他当教室が定める規則に違反したとき。

四 当教室の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。

五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。

六 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。

七 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。

八 当教室の合理的な指示・指導に従わないとき。

九 その他当教室が、社会通念に照らし、当教室メンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

メンバー資格の喪失

第5条

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。メンバーが資格を喪失した場合には、第7条に規定するメンバーズカードその他当教室から貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

メンバー資格の譲渡禁止

第6条

メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること(相続を含みます)はできません。

メンバーズカード

第7条

当教室は、メンバーに対してメンバーズカードを貸与します。なお、メンバーが当宮崎観光ホテル施設を利用しようとする際にメンバーズカードを提示すれば、所定の割引率で優待割引を受けることができます。

月謝等の支払

第8条

メンバーは、当教室の定める月謝等を所定の方法で支払わなければなりません。月謝等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は当教室が定めるものとします。

(月謝は、メンバーが当教室のメンバー資格を有する限り、レッスンを欠席した場合も支払い義務が発生します)

退会

第9条

メンバーは、退会希望日の1ヶ月前までに当教室に所定の退会届を提出することにより、退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。なお、当教室が退会届を受領しない限り月謝支払義務は発生するものとします。

休業

第10条

当教室は、原則として別紙に表記する日をレッスン休み及び季節休業とします。また、その休み及び季節休業のほか、当教室の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに掲示します。ただし、緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

休会

第11条

メンバーは、休会希望日の1ヶ月前までに当教室に所定の休会届を提出することにより、休会することができます。電話等口頭での休会は受け付けません。なお、当教室が休会届を受領しない限り月謝支払義務は発生し、休会の金額、支払期限、及び支払方法等は当教室が定めるものとします。

休会種類

第12条

休会には二種類あり、特別休会とその他休会があります。

特別休会:メンバーが疾病、傷害により休会申し出をし、当教室が認めた場合となる。尚、申し出の翌月より3ヶ月以内の期限とする。休会中の月謝と再入会時の入会金支払い義務は発生しません。

その他休会:特別休会以外でメンバーがその他休会申し出をし、当教室が認めた場合となる。尚、申し出の翌月より2ヶ月以内の期限とする。休会中の月謝と再入会時の入会金支払い義務は発生しません。ただし、休会中の月事務手数料支払い義務が発生します。

教室の廃止・利用制限等

第13条

当教室は、次の事由により当教室を閉鎖または臨時休業することができます。

- 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当教室の業務遂行に支障があるとき。
- 二 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

レッスン開講条件

第14条

レッスンは、1クラス3人以上の在籍で開講するものとします。3人未満になった場合、該当クラスを閉鎖の上、別クラスへ移動いただく場合もあります

メンバーの利用及び事故

第15条

メンバーは、自己の責任において、他のメンバーと協調して、当教室のレッスンへ参加するものとします。当教室は、メンバーが当教室のレッスン中に生じた盗難、怪我その他の事故について、当教室の責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。メンバー及びメンバーの保護者同士の当教室内外でのトラブルについても同様とします。

変更事項

第16条

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

諸費用の改定

第17条

当教室は、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、当教室は改定日の1ヶ月以上前までに告知するものとします。

細則

第18条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当教室が定めるものとします。

改定

第19条

本規約の改定及び変更は当教室により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、当教室が本規約の改定及び変更を行うときは1ヶ月以上前までにその内容をメンバーに告知するものとします。

附則

第20条

本規約は2024年4月1日より改定します。

名称及び所在地

名称:J-会話英語教室

住所:宮崎県宮崎市松山1-1-1宮崎観光ホテル西館地下1階